

平成29年度 社会福祉法人「じねんじょ」事業報告

1 法人事業報告

平成28年度から平成29年度に掛けて、社会福祉法人制度改革の伴い社会福祉法等の一部改正が施行された。社会福祉法人じねんじょの対応として、平成28年度内に定款変更を行い、評議員選任・解任委員会規程、定款細則が整備され、評議員会を議決機関として必置された。平成29年度に入り理事会が業務執行に関する意思決定機関として位置付けされ、法人組織が生まれ変わった。年度の途中の11月末の理事会、12月上旬の評議員会において、租税特別措置法第40条の適用を受けるためと定款27条第2項の議事録について定款変更の議案提出をして承認された。

社会福祉法人の責務として新たな地域における公益的な取組が求められ、そのひとつとして、下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会に加入した。この協議会の「ふくし生活SOS事業」における相談員研修会や緊急支援対応研修会に参加し、身近な場所で相談支援を受けられる体制づくりとして窓口を設置した。

「社会福祉充実残額」については、社会福祉充実残額があり、下関市へ社会福祉充実計画を提出し承認された。(下関市指令福第65号) 概要として、社会福祉充実計画は平成29年度～平成33年度の5ヶ年の計画で、既存の生活介護事業及び放課後等デイサービス事業の定員枠では、ニーズに対して制限及び待機待ちで利用が出来ない状況が予測されるため、既存社会福祉事業の生活介護事業の定員等の拡充及び放課後等デイサービスの新規事業開設に伴う事業所開設及び設備整備をする計画をした。

法人の各規程改正については、給与規程(住居手当)、経理規程、育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程の改正をした。

平成30年度から新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」については、重症心身障害児などの障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な障害児を対象とした事業の申請準備をした。(県に申請中)

2 生活介護サービス介護事業所じねんじょ

平成29年度の利用者の状況は、週1回の定期利用者が1名あった。また、2名の利用者が逝去され、平成30年3月末現在の登録者は41名であった。年間の利用状況は、本年度も他事業所の併用利用や計画的な短期入所に加え、計画外の短期入所利用者も昨年と比べて延べ58日増加した。その一方で病欠や定期受診による欠席は少なかったものの、当初予算からは60万円弱の減収となった。

生活介護サービス事業所じねんじょではメンバー自身の加齢化、家族の高齢化による自宅での支援の困難さが課題になっている。そのため将来を見据えて、入所事業を併設している通所施設の利用については、今後も勧めていく必要がある。したがって収入減が予想されるため、より一層綿密な事業所利用計画が必要である。また、重症・高齢加齢化とともに医療的ケアが濃くなるメンバーが増え、気候の変化による体調不良や加齢による機能低下によって、病欠や通院・入院の増加が見込まれる。については、理学・作業療法士によるリハビリテーションや看護師による日々の健康管理の充実するように努めていきたい。

3 ヘルパーステーションふわり

居宅介護事業も6年目に入り、新たな事業展開として、利用者のニーズに柔軟に稼働できるよう、専属の職員を2名配置した。

平成29年10月までは順調に収入を延ばしてきたが、利用頻度の高い3名の利用者が逝去されたこともあり、以降の収入は月あたり15～30%減となった。

また、前年同様男性職員の配置ができておらず、同性介助の不十分さは継続しておりニーズに沿った稼働は困難なままとなっている。この課題への対応としては、担当者会議にて課題を共有し、同性介助のできる他事業所の利用へつなげた。

今後は、同施設内利用者の支援にとどまらず、相談支援事業者と連携し、稼働範囲の幅を広げていきたい。

4 むくく

平成29年度も年間を通して利用メンバーの人数が安定しており、予算に対して一定程度の安定した収入があった。

登録メンバーは40名で、うち長期休暇のみの利用希望メンバーが8名おり、平常時と長期休暇時の職員配置の調整が困難な状態がある。そこで事業所内において「重症心身障害」を中心とした受け入れをすることをご家族や相談支援専門員へ説明し、特に長期休暇中は利用調整をさせていただいた。

市内の放課後等デイサービス事業所数は増加しており、重症心身障害の判定を受けている児の受入れをしている事業所もある。しかしハード面での整備や重症児の介助方法等など経験の少ない事業所もあり、相談支援専門員と連携して、むくより座位保持装置等の貸し出しや研修会などの機会の提供を行った。

今後も事業所間の連携や下関市自立支援協議会こども部会への参加を通して重症心身障害児の家庭・学校・余暇生活が充実するように努めていきたい。

5 むくっこ

児童発達管理責任者、児童指導員、作業療法士、看護師の職員体制により一人ひとりのメンバーの状態に即した療育の充実を図った。作業療法士によるボイタ法を取り入れ、保育職員との連携による支援を行っている。通所が困難な児については家庭訪問を実施するなどし、子育て・生活支援を行った。

継続的な新規メンバーを見込むことが難しく、運営の不安定さが今後の大きな課題である。相談支援事業所や医療機関と積極的に連携を図り、対象児の把握と適切な利用につながるように支援していきたい。

6 相談支援事業所じねんじょ

・障害児相談支援事業

児童福祉法に基づき、障害のある子どもや発達の気になる子が将来にわたって安心した日常生活を営むことができるよう、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害児支援利用計画の作成、モニタリング、事業者や関係機関との連絡調整等を行った。

運営の実績について、契約者数は31人であり、相談実績は別紙の通りである。

・特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある方たちが望む社会生活を支えることを目的とし、本人に合った適切なサービスが利用できるよう相談に応じ、計画相談を作成し、モニタリング、事業者や関係機関との連絡調整等を行った。

運営の実績について、契約者数は29人であり、相談実績は別紙の通りである。

重症心身障害児・者に特化した相談支援事業所として立ち上げたが、聴覚障害、知的障害、発達障害などの方もおられ、年齢は2歳～84歳と幅が広い。

今後も権利擁護の観点や医療関係者、学校関係者との連携など、相談支援専門員としての資質を高めていく必要性がある。引き続き自立支援協議会の相談支援部会への参加や各研修会への参加を通して、相談支援専門員同士の連携をはじめ、資質向上に努めていきたい。